

## Q721. 労働審判員は、労働審判事件においてどのようなことをするのですか？

労働審判員は、労働審判期日に出席し、労働審判委員会の一員として、当事者の陳述を聴き、争点整理や証拠調べを行い、調停成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み、調停成立に至らないときは労働審判を行うなど、労働審判事件の審理全般に関与します。

また、労働審判員は、労働審判委員会の意思決定をする必要が生じたときは、その構成員として評議に参加し、決議に加わります。

労働審判員は、上記以外にも、期日前の事件関係書類の閲覧や、労働審判委員会の評議などを通して、労働審判委員会の一員として労働審判事件の処理に当たっていくこととなります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成